

修学旅行事前視察調査助成金交付要領

(目的)

第1 熊本県内の高等学校の教職員及び保護者等が海外への修学旅行の企画・検討のために実施する現地視察、調査等に要する経費に対し、熊本県国際協会（以下「協会」という。）が、予算の範囲内で助成金を交付することにより、グローバル人材の育成を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2 助成の対象となる者は、前年度に海外への修学旅行を実施していない、熊本県内の高等学校とする。

(助成対象事業)

第3 助成の対象となる事業は、修学旅行を担当する教職員及び保護者等が、企画・検討のために実施する現地視察、調査等とする。

(助成対象経費)

第4 助成の対象となる経費は、渡航費、宿泊費、交通費など現地視察、調査等に要する経費で協会が認めるものとする。

ただし、他の補助金及び助成金の対象となっている経費並びに公費が支出される場合の渡航費等は助成対象外とする。

(助成額)

第5 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内とし、参加者1人あたり50,000円を上限とする。

なお、1校あたり3名分までを上限とする。

(助成の申請)

第6 助成を申請しようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、助成事業実施日から数えて14日前までに、交付申請書（様式第1号）を協会あて提出するものとする。

(助成の承認)

第7 協会は、第6に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、助成することが適当と認められたときは、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事情変更による取消し等)

第8 協会は、以下に該当する場合は、交付決定後であっても、助成を取り消す場合がある。

- (1) 申請者の事情による事業の中止
- (2) 天災地変等による事業の中止
- (3) 申請者から申し出があった場合

(助成金の請求)

第9 第7に基づく通知を受けた申請者は、助成事業終了日から起算して30日以内又は交付の決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までに、助成金請求書(様式第3号)に必要な書類を添付し、協会あて提出するものとする。

2 協会は、助成金を支払うことが適当と認めたときは、申請者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第10 協会は、申請者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、申請者は、当該取り消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(立入検査等)

第11 協会は、予算の執行の適正を期するため、申請者に対して、必要な報告を求め、又は協会職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第12 申請者は、助成事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第13 この要領の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、2019年6月4日から施行する。